

学校いじめ防止基本方針

第1章 いじめ防止に関する本校の考え方

1 基本理念

いじめは、その子どもの将来にわたって内面を深く傷つけるものであり、子どもの健全な成長に影響を及ぼす、まさに人権に関わる重大な問題である。全教職員が、いじめはもちろん、いじめを煽ったり、傍観したりする行為も絶対に許さない姿勢で、どんな些細なことでも必ず親身になって相談に応じることが大切である。そのことが、いじめ事象の発生・深刻化を防ぎ、いじめを許さない生徒の意識を個別の発達段階に応じて育成することになる。

そのためには、学校として教育活動の全てにおいて生命や人権を大切にす精神を貫くことや、教職員自身が、生徒を一人ひとり多様な個性を持つかけがえのない存在として尊重し、生徒の人格のすこやかな発達を支援するという生徒観、指導観に立ち指導を徹底することが重要となる。

本校では、「つながり たかめあい チャレンジ」を校訓としており、自分をみとめ、仲間をみとめることで互いを尊重し合える豊かな心が育つことを願って日々教育に務めている。そうした中で、個々の生徒の障がい特性をふまえた人権教育を実施するにあたり、いじめは重大な人権侵害事象であるという認識のもとに、ここに学校いじめ防止基本方針を定める。

2 いじめの定義

「いじめ」とは、生徒等に対して、当該児童生徒等が在籍する学校に在籍している等当該児童生徒等と一定の人的関係にある他の生徒等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった生徒等が心身の苦痛を感じているものをいう。

具体的ないじめの態様は、以下のようなものがある。

- 冷やかしたりからかい、悪口や脅し文句、嫌なことを言われる
- 仲間はずれ、集団による無視をされる
- 軽くぶつかられたり、遊ぶふりをして叩かれたり、蹴られたりする
- ひどくぶつかられたり、叩かれたり、蹴られたりする
- 金品をたかられる
- 金品を隠されたり、盗まれたり、壊されたり、捨てられたりする
- 嫌なことや恥ずかしいこと、危険なことをされたり、させられたりする
- パソコンや携帯電話等で、誹謗中傷や嫌なことをされる 等

3 いじめ防止のための組織

組織を置くことで、いじめについては、特定の教職員で問題を抱え込まず学校が組織的に対応することにより、複数の目による状況の見立てが可能となる。また、スクールカウンセラー等の活用により、より実効的ないじめの問題の解決を図る。

(1) 名称

「いじめ対策人権委員会」

(2) 構成員

校長 教頭 ○首席 指導教諭 生徒指導主事 進路指導主事
研究支援部長 人権担当 保健主事 学年主任 当該担任
養護教諭 SSW 臨床心理士

(3) 役割

ア 未然防止

- いじめ未然防止のため、いじめが起きにくい・いじめを許さない環境づくりを行う役割

イ 早期発見・事案対処

- いじめの早期発見のため、いじめの相談・通報を受け付ける窓口としての役割
- いじめの早期発見・事案対処のため、いじめの疑いに関する情報や生徒の問題行動などに係る情報の収集と記録、共有を行う役割
- いじめに係る情報（いじめが疑われる情報や生徒間の人間関係に関する悩みを含む。）があった時には緊急会議を開催するなど情報の迅速な共有、及び関係生徒に対するアンケート調査、聴き取り調査等により事実関係の把握といじめであるか否かの判断を行う役割
- いじめの被害生徒に対する支援・加害生徒に対する指導の体制・対応方針の決定と保護者との連携といった対応を組織的に実施する役割

ウ 学校いじめ防止基本方針に基づく各種取組

- 学校いじめ防止基本方針に基づく取組の実施や具体的な年間計画の作成・実行・検証・修正を行う役割
- 学校いじめ防止基本方針における年間計画に基づき、いじめの防止等に係る校内研修を企画し、計画的に実施する役割
- 学校いじめ防止基本方針が当該学校の実情に即して適切に機能しているかについての点検を行い、学校いじめ防止基本方針の見直しを行う役割（PDCA サイクルの実行を含む）

4 年間計画

本基本方針に沿って、以下のとおり実施する。

大阪府立すながわ高等支援学校 いじめ防止年間計画				
	1年	2年	3年	学校全体
通年	道徳 人権教育 集団作り いじめ防止 男女平等 在日外国人・国際理解 性的マイノリティ 人間関係トレーニング	道徳 人権教育 集団づくり いじめ防止 男女平等 在日外国人・国際理解 性的マイノリティ 人間関係トレーニング	道徳 人権教育 集団づくり いじめ防止 男女平等 在日外国人・国際理解 性的マイノリティ 人間関係トレーニング	教育相談（保健室） （活動におけるプライ バシーの保護）
前期 4月	生徒・保護者への相談窓 口周知 健康診断におけるプラ イバシーへの配慮（4～ 6月） 「個別の教育支援計画 作成資料によって把握 された生徒状況の集約	生徒・保護者への相談窓 口周知 健康診断におけるプラ イバシーへの配慮（4～ 6月） 校外学習事前学習 （共に学ぶ力の育成）	生徒・保護者への相談窓 口周知 健康診断におけるプラ イバシーへの配慮（4～ 6月）	第1回 いじめ対策人 権委員会（年間計画の 確認、前年度から引き 続き見守り対象となる 生徒情報の共有、学校 いじめ防基本方針の確 認） 学校いじめ防止基本方 針の内容を生徒、保護者 へ周知（HPに掲載） 前年度の いじめ状況調査提出
5月	学校生活と人権に関す るアンケート実施 宿泊学習事前学習 （共に学ぶ力の育成）	相互理解	相互理解 校外学習事前学習 （共に学ぶ力の育成）	
6月	相互理解 現場実習 （社会性の育成）	現場実習 （社会性の育成）	現場実習 （社会性の育成）	いじめに関するアンケ ート実施（1回目） SNSトラブルについて
7月				保護者懇談週間 （家庭での様子の把握） いじめ対策人権委員会 だより発行
9月	すながわ祭 （共に学ぶ力の育成）	すながわ祭 （共に学ぶ力の育成）	すながわ祭 （共に学ぶ力の育成）	第2回 いじめ対策人権委員会 （学期末）

後期 10月			現場実習 (社会性の育成) 職場での心のケア (保健室)	スポーツ大会 (共に学ぶ力の育成) いじめに関するアンケート実施(2回目) R7の追跡調査& R8上半期の いじめ状況調査提出
11月	現場実習 (社会性の育成) 職場での心のケア (保健室)	現場実習 (社会性の育成) 職場での心のケア (保健室)		
12月	偏見や差別意識について	修学旅行(コミュニケーション能力の育成) 平和学習	同和問題 学校生活と人権に関するアンケート実施	教職員間による公開授業週間(わかる授業づくりの推進)
1月	性の多様性について	拉致問題・ 在日外国人問題	保護者懇談週間 (家庭での様子の把握)	いじめに関するアンケート実施(3回目)
2月	性の多様性について	拉致問題・ 在日外国人問題		いじめ対策人権委員会 だより
3月	保護者懇談週間 (家庭での様子の把握)	保護者懇談週間 (家庭での様子の把握)	卒業式	第3回委員会 (年間の取組みの検証・次年度の「学校いじめ防止基本方針」の決定)

5 取組状況の把握と検証

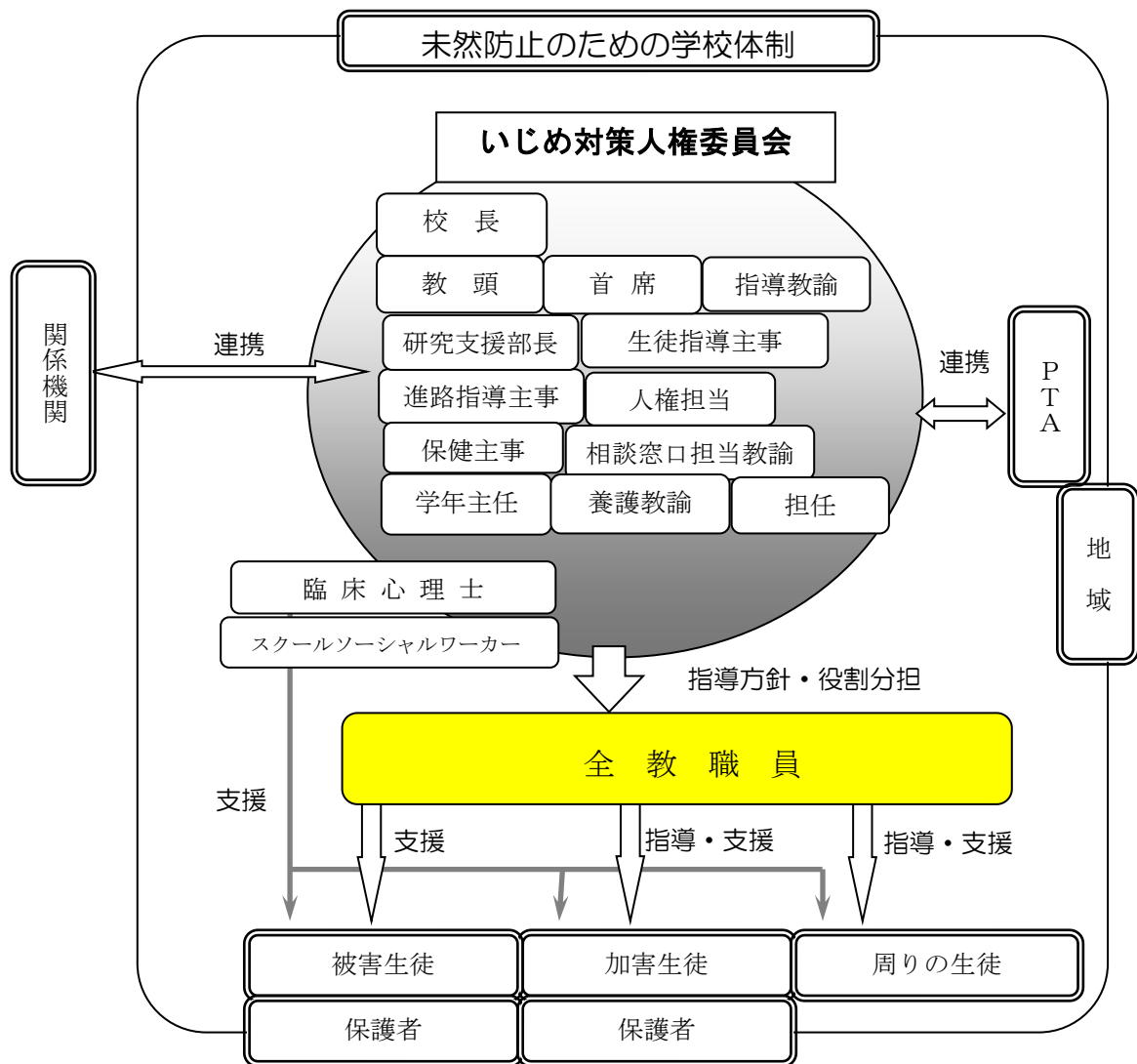
いじめ防止等の取組の実施状況を学校評価の評価項目に位置付けるとともに、いじめ対策人権委員会を、年度初めと各学期終わりの年間3回、開催し、取組みが計画どおりに進んでいるか、いじめの実態把握の検証、必要に応じた学校基本方針や計画の見直しなどを行う。

第2章 いじめ防止

1 基本的な考え方

いじめの未然防止にあたっては、教育・学習の場である学校・学級自体が、人権尊重を徹底し、人権尊重の精神がみなぎっている環境であることが求められる。そのことを基盤として、人権に関する知的理解及び人権感覚を育む学習活動を各教科、HR、特別活動、総合的な探究の時間のそれぞれの特質に応じ、生徒の個別の発達段階に応じて総合的に推進する必要がある。

特に、生徒が、他者の痛みや感情を共感的に受容するための想像力や感受性を身につけ、対等で豊かな人間関係を築くための具体的なプログラムを作成する必要がある。そして、その取組みの中で、当事者同士の信頼ある人間関係づくりや人権を尊重した集団としての質を高めていくことが必要である。



2 いじめの防止のための措置

- (1) 過去の事例をもとにいじめの実態を把握し、生徒の行動や言動から教職員がいじめの可能性を早期に察することができるようにする。
- (2) いじめに向かわない態度・能力を育成するために、自他の存在を認め合い、尊重し合える態度を養うことや、生徒が円滑に他者とコミュニケーションを図る能力を育てることが必要である。
 そのために、教職員は、集団や小集団での活動時間を意図的に組み込んだ学習を展開することで、生徒間での仲間意識の芽生えや、調和のとれた倫理観の発達ができるように促す。
- (3) 指導上の注意としては、いじめが生まれる背景を踏まえ、自分と他者との違いについて理解させ、個性を認め合わせることで個人の尊厳を把握できるように促す。
- (4) 自己有用感や自己肯定感を育む取組みとして、生徒一人ひとりに役割を与え、責任を果たすように促すことで、自分の尊厳を実感できるように促す。

- (5) 生徒が自らいじめについての学習に取り組む方法として、必要に応じて過去の事例を生徒に伝え、問題点を考えるよう促す。ただし、過去の事例を出すことでいじめ意識を助長してしまわないように、教材の取り扱いについては細心の注意を払う。

第3章 早期発見

1 基本的な考え方

いじめの特性として、いじめにあっている生徒がいじめを認めることを恥ずかしいと考え、いじめの拡大を恐れたりするあまり訴えることができないことが多い。また、自分の思いをうまく伝えたり、訴えたりすることが難しいなどの状況にある生徒が、いじめにあっている場合は、隠匿性が高くなり、いじめが長期化、深刻化することがある。それゆえ教職員には、何気ない言動の中に心の訴えを感じ取る鋭い感性、隠れているいじめの構図に気づく深い洞察力、よりよい集団にしていこうとする熱い行動力が求められている。

特に、いじめの認知に関しては、背景にある事情の調査をおこない、生徒の感じる被害性に着目し、いじめであるか否かの判断は、特定の教職員のみによることなく、「いじめ対策委員会」において組織的におこなう。

2 いじめの早期発見のための措置

- (1) 実態把握の方法として、定期的にアンケートを実施することにより、早期発見につなげるようにする。
また HR 担当が中心となり生徒の行動や言動を見守るようにする。
- (2) 生徒を見守るため、年度当初に保護者に対して学校と家庭との連携を呼びかけ、一体となって生徒の様子を見守ることができるようにする。
- (3) 生徒、その保護者、教職員が、抵抗なくいじめに関して相談できる体制として相談窓口担当教諭を設置する。また、相談票及び相談BOXを設置し、毎日確認を行う。
- (4) 掲示ポスター及び配付プリントなどで、相談体制を広く周知する。また、分掌会議により、相談体制が適切に機能しているかなど、定期的に体制を点検する。
- (5) 教育相談等で得た生徒の個人情報については、その対外的な取扱いについて、厳重に注意する。また、外部機関への連携においても、個人情報の漏えい防止を徹底する。

第4章 いじめに対する考え方

1 基本的な考え方

いじめにあった生徒を徹底的に守り通すことが最も重要であるのは当然であるが、いじめ行為に及んだ生徒の原因・背景を把握し、組織的な支援体制の下で指導に当たることが、再発防止に大切なことである。近年の事象を見ると、いじめた生徒自身が深刻な課題を有している場合が多く、相手の痛みを感じて、行為の悪質さを自覚したりすることが困難な状況にある場合がある。よって、いじめた当事者が自分の行為の重大さ

を認識し、心から悔い、相手に謝罪する気持ちに至るような継続的な指導が必要である。いじめを受けた当事者は、仲間からの励ましや教職員や保護者等の支援、そして何より相手の自己変革する姿に、人間的信頼回復のきっかけをつかむことができると考える。

そのような、事象に関係した生徒同士が、豊かな人間関係の再構築をする営みを通じて、事象の教訓化を行い教育課題へと高めることが大切である。

具体的な生徒や保護者への対応については、(別添)「5つのレベルに応じた問題行動への対応チャート」を参考にして、外部機関とも連携する。

2 いじめ発見・通報を受けたときの対応

- (1) いじめの疑いがある場合、ささいな兆候であっても、いじめの疑いがある行為には、早い段階からの確に対応する。

遊びや悪ふざけなど、いじめと疑われる行為を発見した場合、その場でその行為を止めさせ、生徒や保護者から「いじめではないか」との相談や訴えがあったりした場合には、真摯に傾聴する。

その際、いじめられた生徒やいじめを知らせてきた生徒の安全を確保するよう配慮する。

教職員は一人で抱え込まず、速やかに学年主任や管理職等に報告し、いじめの防止等の対策のための組織(いじめ対策委員会)と情報を共有する。その後は、当該組織が中心となって、速やかに関係生徒から事情を聴き取るなどして、いじめの事実の有無の確認を行う。

- (2) 事実確認の結果、いじめが認知された場合、管理職が教育委員会に報告し、相談する。
- (3) 被害・加害の保護者への連絡については、家庭訪問等により直接会って、より丁寧に行う。
- (4) いじめが犯罪行為として取り扱われるべきものと認められるときは、いじめられている生徒を徹底して守り通すという観点から、所轄警察署と相談し、対応方針を検討する。

なお、生徒の生命、身体又は財産に重大な被害が生じるおそれがあるときは直ちに所轄警察署に通報し、適切に援助を求める。

3 いじめられた生徒又はその保護者への支援

- (1) いじめられた生徒が落ち着いて教育を受けられる環境を確保し、いじめられた生徒に寄り添い支える体制をつくる。その際、いじめられた生徒にとって信頼できる人(親しい友人や教職員、家族、地域の人等)と連携し、いじめ対策委員会が中心となって対応する。状況に応じて、SSWや臨床心理士の協力を得て対応を行う。

4 いじめた生徒への指導又はその保護者への助言

- (1) 速やかにいじめを止めさせた上で、いじめたとされる生徒からも事実関係の聴取を行う。いじめに関わったとされる生徒からの聴取にあたっては、個別に行うなどの配慮を行う。
- (2) 事実関係を聴取した後は、迅速にいじめた生徒の保護者と連携し、協力を求めるとともに、継続的な助言を行う。
- (3) いじめた生徒への指導にあたっては、家庭訪問や別室指導等個別に指導する機会を設け、いじめは人格を傷つけ、生命、身体又は財産を脅かす行為であることを理解させ、自らの行為の責任を自覚させる。なお、いじめた生徒が抱える問題など、いじめの背景にも目を向け、当該生徒の安心・安全、健全な人格の発達に配慮する。

その指導にあたり、学校は、複数の教職員が連携し、必要に応じて SSW や臨床心理士、所轄警察署等の協力を得て、組織的にいじめをやめさせ、その再発を防止する措置をとる。

5 いじめが起きた集団への働きかけ

- (1) いじめを見ていたり、同調していたりした生徒に対しても、自分の問題として捉えるように促す。

そのため、まず、いじめに関わった生徒に対しては、正確に事実を確認するとともに、いじめを受けた者の立場になって、そのつらさや悔しさについて考えるよう促し、相手の心の悩みへの共感性を育てることを通じて、行動の変容につなげる。

また、同調していたり、はやし立てたりしていた「観衆」、見て見ぬふりをしてきた「傍観者」として行動していた生徒に対しても、そうした行為がいじめを受けている生徒にとっては、いじめによる苦痛だけでなく、孤独感・孤立感を強める存在であることを理解できるよう働きかける。

「観衆」や「傍観者」の生徒は、いつ自分が被害を受けるかもしれないという不安を持っていることが考えられることから、すべての教職員が「いじめは絶対に許さない」「いじめを見聞きしたら、必ず先生に知らせることがいじめをなくすことにつながる」ということを生徒に徹底して伝える。

- (2) いじめが認知された際、被害・加害の生徒たちだけの問題とせず、学校の課題として解決を図る。全ての生徒が、互いを尊重し、認め合う集団づくりを進めるため、担任が中心となって生徒一人ひとりの大切さを自覚して学級経営するとともに、すべての教職員が支援し、生徒が他者と関わる中で、自らのよさを発揮しながら学校生活を安心してすごせるよう努める。

そのため、認知されたいじめ事象について地域や家庭等の背景を理解し、学校における人権教育の課題とつなげることにより教訓化するとともに、いじめに関わった生徒への指導を通して、その背景や課題を分析し、これまでの生徒への対応のあり方を見直す。その上で、人権尊重の観点に立ち、授業や学級活動を活用し、生徒のエンパワメントを図る。その際、SSW や臨床心理士とも連携する。

スポーツ大会や宿泊学習、校外学習等は生徒が、人間関係づくりを学ぶ絶好の機会ととらえ、生徒が、意見が異なる他者とも良好な人間関係を築いていくことができるよう適切に支援する。

6 ネット上のいじめへの対応

- (1) ネット上の不適切な書き込み等があった場合、まず学校として、問題の箇所を確認し、その箇所を印刷・保存するとともに、いじめ対策委員会において対応を協議し、関係生徒からの聞き取り等の調査、生徒が被害にあった場合のケア等必要な措置を講ずる。
- (2) 書き込みへの対応については、削除要請等、被害にあった生徒の意向を尊重するとともに、当該生徒・保護者の精神的ケアに努める。また、書き込みの削除や書き込んだ者への対応については、必要に応じて、大阪法務局人権擁護部や所轄警察署等、外部機関と連携して対応する。
- (3) また、情報モラル教育を進めるため、日々の学習活動に情報教育を取り入れ、「情報の受け手」として必要な基本的技能の学習や「情報の発信者」として必要な知識・能力を学習する機会を設ける。

7 いじめ解消の定義

いじめが「解消している」状態については、少なくとも次の2つの要件が満たされている必要がある。

- (1) いじめに係る行為が止んでいること
被害者に対する心理的又は物理的な影響を与える行為が止んでいる状態が相当の期間継続していること。(相当期間：少なくとも3か月を目安)
- (2) 被害生徒が心身の苦痛を感じていないこと。
被害生徒本人及びその保護者に対し、心身の苦痛を感じていないかどうかを面談等により確認する。
また、上記のいじめが「解消している」状態とは、あくまで、一つの段階に過ぎず、「解消している」状態に至った場合でも、いじめが再発する可能性が十分にあり得ることを踏まえ、教職員は、当該いじめ被害生徒及び加害生徒については、日常的に注意深く観察を行う。

第5章 その他

知的障がいのある生徒が通う学校なので、より計画的かつ継続的にいじめの防止・実態の調査をおこなう。

5つのレベルに応じた 問題行動への対応チャート

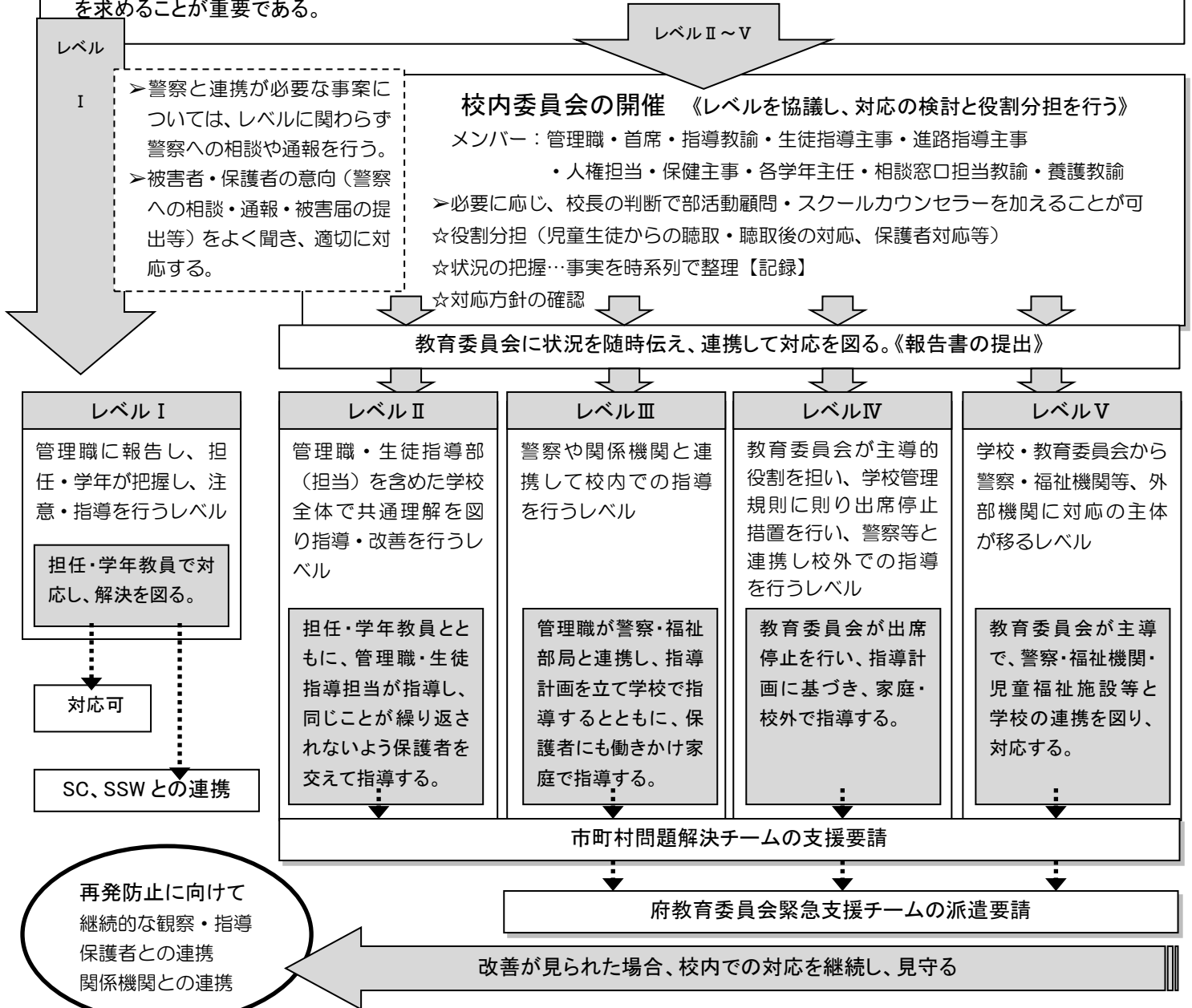
大阪市教育委員会資料に基づき作成

ねらい

■児童生徒の問題行動の発生時に学校として必要な対応について、レベルⅠ～Ⅴの5段階に分けて例示した。レベルごとに分けて対処する意義は以下の4点であり、それは、加害者・被害者の保護、および教員の保護にもつながるものである。

- ①加害者の加害行為を早期に指摘し、本人の自覚を促し保護者の協力を要請する。
- ②問題行動等による被害者の被害の拡大を未然に防ぐ。
- ③教員が適切な指導が行えない状態を避ける。
- ④レベルにより対応の主体を学校から教育委員会、外部機関へ移行し、責任の所在を明確にしつつ問題行動の改善を図る。

■問題行動の重篤度に応じた学校の対応について、あらかじめ児童生徒・保護者等にチャートやレベルの例を示し理解・協力を求めることが重要である。



留意事項

- 対応は、教育委員会への報告・相談を大切に、レベルⅠ・Ⅱでも警察と必要に応じて連携を図ることが考えられる。
- レベルⅠ～Ⅲは学校主体の対応だが、校長が問題行動をどのレベルの行為として扱うかの判断に迷う場合、教育委員会に相談する。
- いかなるレベルであっても同様の問題行動を繰り返す場合、ひとつ上の重いレベルとして対応する。
- 児童生徒間暴力・対教師暴力等は、上記チャートに従いレベルⅢ以上に位置付け、警察等と連携し、毅然とした姿勢で対応する。